

【 画像診断 】

３７７ 透視診断の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

- ① 注腸造影時の E 000 透視診断の算定は、原則として認められる。
- ② 骨折診断時の E 000 透視診断の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

E 000 透視診断については、厚生労働省通知※に「透視による疾病、病巣の診断を評価するものであり、（中略）消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。」と示されている。

注腸造影は、透視により大腸の走行や通過状態、粘膜の形状等を観察し、大腸病変・疾患の診断を評価する検査であり、算定要件に合致する。

一方、骨折診断時の透視診断は手術、処置等の補助手段として用いられることから、算定要件に合致しない。

以上のことから、注腸造影時の E 000 透視診断の算定は原則として認められるが、骨折診断時の E 000 透視診断の算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について